

教育実習の申込みについて

- 1 教育実習生は下記の（１）～（３）の条件を満たす者であること。
 - （１）将来、教職に就くことを志望する者。
 - （２）健康で教員としての適格性を有する者。
 - （３）原則として本校の卒業生であること。
- 2 教育実習の手続きは、次により行う。
 - （１）申込み期間は、教育実習を希望する年度の前年度の7月1日から9月30日までの平日開庁時間内とする。（授業日は～16:35、長期休業中は～16:45、ただし、8月13日～15日は閉庁）
 - （２）教育実習希望者は、必要書類を可児高等学校事務室で受け取り、書類を作成する。
 - （３）提出書類作成後、教育実習担当者に電話等で連絡を取り、面接の日時を決定する。
 - （４）指定された日時に可児高等学校において、注1 面接を受け、注2 書類を提出する。
- 3 教育実習の承認は、次により行う。
 - （１）提出書類・面接結果等をふまえ職員会議において審議を諮る。
 - （２）職員会議で承認された教育実習生については、在学大学長宛に10月31日までに内諾書を送付される。
 - （３）可児高等学校より岐阜県教育委員会に教育実習申込者の報告を行う。
 - （４）岐阜県教育委員会から可児高等学校に教育実習生の受け入れ承認の通達後、3月31日までに在学大学長と本人宛に教育実習承認の通知書を送付される。
 - （５）通知書に記載されている期日に事前指導を受ける。
- 4 教育実習を承認された後においても、教育実習生としてふさわしくない行為があった時は、これを取り消すことがある。

注1 面接は教育実習時と同様の服装、身だしなみで受けること。

注2 提出書類一覧

教育実習承認願	必要事項をすべて記入する。	可児高等学校所定の用紙
教育実習希望理由書	理由を具体的かつ明確に780字～800字で記入する。	
大学からの書類一式	大学からの依頼書・内諾書・申込書・返信用封筒等。 (大学から渡された場合のみ)	

返信用封筒（本人宛2通）を用意すること。（110円切手貼付、住所記載）

連絡先 岐阜県立可児高等学校 教務部 教育実習担当（塚原）

〒509-0241 岐阜県可児市坂戸987-2

TEL 0574-62-1000

FAX 0574-63-6759

令和 年 月 日

岐阜県立可児高等学校長 様

教育実習承認願

大学 学部 学科 年

氏名

貴校において教育実習をさせていただきたいので、ご承認くださいますようお願いいたします。

性別	出身高等学校		実習希望期間
男 女	高等学校 期生		週間
実習希望教科・科目		取得予定の教職員免許状（教科）	
・		小学校 専修・1種・2種	
高校時の部活動等	大学時の部活動等	中学校 専修・1種・2種 ()	
		高等学校 専修・1種・2種 ()	
現住所			TEL
〒			() —
自宅（実習時の住所）			TEL
〒			() —
大学の住所および教育実習の取扱課等			TEL
〒			() —
承認通知書の発送先住所（3月末発送予定）			
現住所 ・ 自宅	その他 〒 緊急時連絡先(携帯電話等)：		